

通所リハビリテーション契約書

医療法人 越南会

介護老人保健施設 越南苑

事業所控え用

(予防) 通所リハビリテーション 契約書

この契約書は、_____様（以下「利用者」と略する。）と介護老人保健施設越南苑（以下「事業者」と略する。）との間に（予防）通所リハビリテーションサービスを実施するための取り決めを行うために作成する。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供する。

*（予防）通所リハビリテーション 契約の開始日 年 月 日
【契約の終了日 年 月 日】

（契約期間）

第2条 この契約期間は次の通りとする。

契約の開始日 第1条に定める通り

契約の満了日 利用者の要介護（又は要支援）認定の有効期間の満了日
(年 月 日)

2 契約満了日までに、利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されることとする。

（利用者負担金及びその滞納など）

第3条 この契約に関わる利用者負担金は、別添の「利用料金表」の通りとする。

2 利用者及び身元引受人は、連帯して利用者負担金を支払う義務があることとする。

3 利用者及び身元引受人が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した時は、事業者は利用者及び身元引受人と連帯保証人へ督促状を発行する。

4 第3項に定める督促状を発行した場合は、事業者は(予防)居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業所等へその旨を連絡することとする。

（利用者負担金の納入）

第4条 前条に定める利用者負担金については、サービスを利用した月毎にまとめた事業者からの請求に基づいて、利用者がサービスを利用した月の翌月末までに支払うこととする。

2 支払い方法としては次のうちいずれかとする。

(1) 現金支払い

(2) 口座振込支払い

(3) 口座振替支払い

3 利用料の計算期間

毎月1日～月末（サービス事業所毎）

4 支払いに係る費用は原則として利用者の負担とする。

5 利用者負担金の受領にかかわる領収書等については、事業者は利用者負担金の支払いを受けた後、1週間以内に差し上げることとする。

(利用者の解約権)

第5条 利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができるものとする。

- 2 事業者のサービス提供に当たり、著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設ける事なく、契約を解約できることとする。
- 3 この規定により契約を解約する場合であっても、損害賠償請求の権利に影響を及ぼさないこととする。

(事業者の解約権)

第6条 事業者は、次の場合、契約を解約できることとする。

- (1) 利用者の著しい不信行為や他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができないなどの理由により、契約を継続することが困難になった場合。
- (2) 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて高いと認められる場合。
- (3) 利用者が認知症状等以外の故意による法令違反、その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。
- (4) 利用者及び身元引受人が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を2カ月以上滞納し、督促状発行から10日間の支払い猶予期限を定め、この期限までに利用者及び身元引受人または、連帯保証人が利用者負担金を支払わない場合。
- 2 事業者は利用者また利用者の親族等が事業者に対して、次のような不信行為等を行った場合、この契約を解約することができることとする。
 - (1) パワーハラスメント
(業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、他の利用者への介護支援の環境を悪化させる行為)
 - (2) セクシャルハラスメント
(事業者の職員を不快にさせる性的な言動)
 - (3) マタニティハラスメント
(妊娠した事業者の職員に対する嫌がらせ)
 - (4) カスタマーハラスメント
(利用者や利用者の親族であるという立場の優位性を盾に、悪質な要求や理不尽なクレームを行う行為)
 - (5) 契約以外の行為を執拗に要求した場合
 - (6) その他、事業者が契約の行為を行うことが困難になる理不尽な行為があった場合
 - (7) その他、本契約を継続しがたい不信行為等があった場合
- 3 事業者は、契約を解約する場合は、その理由を文書により利用者に示すこととする。

(契約の終了)

第7条 この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了することとする。

- (1) 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第5条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- (3) 第6条に定める事業者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- (4) 次のいずれかに該当する事により、居宅介護サービス等を提供することができなくなった時
 - 利用者が介護保険施設等に入所・入院したとき
 - 利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護等を受けることになったとき
 - 利用者が要介護認定または要支援認定を受けることができなかったとき
 - 利用者が死亡したとき

(損害賠償)

第8条 事業者は、居宅介護サービスの実施にあたり、利用者の生命、身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではないこととする。

- 2 事業者は、利用者の生命、身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に対して交付し、併せて状況を十分説明することとする。
- 3 事業者が、本来予定されていた（予防）介護サービスを事業者の都合により提供しなかった場合、又は、その提供が不十分であった場合についても、同様にその損害を賠償します。但し、不可抗力が理由の場合はこの限りでないこととする。

(苦情対応)

- 第9条 事業者は、提供されたサービスについて利用者からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応する事とする。
- 2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行う事ができ、また、苦情の申し立てを行う事により、事業者は一切、不利益な取り扱いはしないこととする。
 - 3 事業者は、必要に応じて新潟県国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぐこととする。

(サービスの提供の記録など)

- 第10条 事業者は、サービス提供の記録などをその完結の日から5年間は適正に保存し、求めがあった場合はその複写を本人又は家族へ交付することとする。
- 2 事業者は、第7条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業所等へ、サービスの提供の記録などの写しを交付することとする。

(守秘義務と個人情報の取り扱い)

第11条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしてはならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず事業者は、サービス担当者会議における情報の共有又はサービスを提供するうえでの連絡調整のため必要な場合に限り、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者または介護保険施設、主治医等関係機関等に対し情報提供できるものとする。

3 適切な医療サービスの提供が困難な時に、利用者の同意の下で他の医療機関を受診される場合、必要な個人情報は提供できるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置を説明し、記録して完結の日から5年間以上保存することとする。

(契約外条項)

第13条 介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとする。

(通所の受け入れ基準)

第14条

- (1) 現に要介護認定（要支援1・2及び要介護1から5）を受けていること
- (2) 病状が安定していること
- (3) 必要とする医療サービスが当施設の医療管理の範囲内にあること

(身元引受人)

第15条 事業者は利用者に対し、利用者の身元引受人を求める。

2 身元引受人は、この契約に関する利用者の事業者に対する責務等について、利用者と連帯して、又は利用者にかわって責務を負うものとする。

3 利用者は、身元引受人が死亡、行方不明又は破産の申し立て、和議の申し立て等を受けるなどでその資格を喪失したときは、その旨を事業者に報告し、新たに身元引受人を定めるものとする。

(連帯保証人)

第16条 事業者は利用者に対し、利用者の連帯保証人を求める。

2 連帯保証人は、利用者及び身元引受人と別の生計を営む者とする。

3 連帯保証人に変更が生じた場合は、新たに同意を得ることとする。

4 連帯保証人は、利用者及び身元引受人が利用者負担金の支払いを滞納した場合は、(極度額) 20万円を限度として、その債務を履行する。

(予防) 通所リハビリテーション契約書

(契約書別紙 兼 重要事項説明書)

◎私たち（事業所）の概要は次の通りです。

事業所名	介護老人保健施設 越南苑	事業主体	医療法人 越南会
所在地	南魚沼市五日町 2 4 0 5 番地	電話番号	7 7 6 - 3 6 8 1
指定番号	1 5 5 2 4 8 0 0 0 4	利用定員	6 0 人
従業員等の概要	管理者 1 人 医師 1 人 看護職員 1 人以上 介護職員 6 人以上 支援相談員 1 人以上 理学療法士、作業療法士 } 2 人以上 言語聴覚士 管理栄養士 1 人 その他 必要数 (事務員、調理員、営繕員、運転員、清掃員等)	他	送迎車適当数
非常災害対策	消防訓練の実施 年 2 回 近隣との協力体制、非常時緊急連絡網、消防署への自動通報装置完備 設備 スプリンクラー完備 防火扉 非常階段 屋内消火栓 自動火災報知機 非常通報装置 非常災害設備 誘導灯 漏電報知機 ガス漏れ報知機 非常用電源 消火器		

◎私たちが提供するサービスの概要は次の通りです。

1 サービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、『(予防) 通所リハビリテーション』です。

『(予防) 通所リハビリテーション』とは、当施設においてあなたの心身の機能の維持や回復を図る為に、必要なリハビリテーションを中心に行うサービスです。

その他のサービスも以下の通り行います。

サービスの内容	提供の有無	おおむねの提供時間（帯）
リハビリテーション	○	施設に滞在されている時間
お迎え	○	午前 8 時～ 1 0 時、午後 1 時～ 2 時
お送り	○	午後 3 時～ 4 時 3 0 分
食事	○	午後 0 時～ 0 時 3 0 分
入浴	○	主に午前中
利用時間の延長	○	午前 7 時 3 0 分～午後 5 時
リハビリテーション	○	主に午前中

2 業務の取り扱い方針

- (1) あなたの心身の状況やご家庭の環境等をふまえ、居宅介護支援事業所等の作成した「居宅介護サービス計画書」等に基づいて、わたしたちは「(予防)通所リハビリテーション計画書」及び「個別リハビリテーション計画書」を作成します。
- (2) 私たちは、上記(1)をあなたによく説明し、同意を得てからサービスを実施します。
- (3) 私たちは決して身体の拘束や強制的なサービス提供はしません。
- (4) 私たちはプライバシーの保護に努めます。
- (5) 私たちは事故の防止に努め、事故があったときは懇切丁寧な説明、適切な措置等に努めます。
- (6) 私たちは接遇の向上、サービスの質の向上に努めます。

3 担当の職員

- (1) 管理責任者
- (2) サービス提供責任者
- (3) 支援相談員
- (4) 理学療法士
作業療法士
言語聴覚士
- (5) 看護・介護福祉士（介護員）
- (6) (管理) 栄養士

4 苦情や相談受け付け担当者

サービス提供責任者 相談室室長 電話 025-776-3681

些少なことでも気軽に申し出下さい。懇切丁寧に対応します。

尚、上記窓口の他に以下の機関でも受付します。お気軽にお申し付け下さい。

- | | | |
|-----------------|---------|---------------------|
| ①南魚沼市役所 | (介護高齢課) | 電話 025-773-6675 |
| | | FAX 025-776-6723 |
| ②新潟県国民健康保険団体連合会 | | 電話 025-285-3022 |
| | | FAX 025-285-3350 |

5 利用者の負担金

『利用料金表』で別途説明し、同意（署名）を頂きます。

*なお、介護報酬が改定された場合は、自動的に変更されます。

6 利用取りやめの場合

- (1) あなたが、このサービスの利用を取りやめたい場合は、お手数ですが前日の（日曜除く）17時30分までに当施設宛にご連絡下さい。それまでにご連絡がない場合、昼食代を負担していただきます。
- (2) ご連絡なく利用を中止された場合は、キャンセル料として、1,000円（昼食代含む）をご負担いただきます。（介護予防は、キャンセル料は発生しません。昼食代のみご負担いただきます。）

7 営業日等

営業日	日曜日及び年末年始（4日間）以外の毎日
営業時間	午前8時30分～午後4時30分
電話対応時間	午前7時30分～午後5時30分
通常の送迎時間	午前8時～10時、午後1時～2時及び午後3時～4時30分
実施地域	南魚沼市内

8 その他

*送迎時間については、特に冬期間は天候状況・道路状況等により変わる場合があります。又、やむを得ずサービスの提供を休止する場合があります。ご了承下さい。

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や様態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけ医療機関及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

12 第三者評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	あり なし
	なし		

(予防) 通所リハビリ利用契約同意書

契約書のとおり、(予防) 通所リハビリテーションサービスの提供に関する契約を締結します。

契約の証として、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者記名のうえ、それぞれ1部ずつを保有します。

年 月 日

事業者 南魚沼市五日町2405
介護老人保健施設 越南 苑
管理者

説明者 職名：支援相談員 氏名：_____

(利用者) 私は、(予防) 通所リハビリテーションサービスを利用するにあたり、契約書及び契約書別紙兼重要事項説明書について説明を受け、内容を理解し同意します。また、契約書第11条第2項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利用者 ご住所：_____

お名前：_____

代筆者：_____ (続柄 _____)

(家族代表) 私は、この契約について説明を受け、身元引受人の責任につき、内容を理解し同意します。また、契約書第11条第2項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

身元引受人 ご住所：_____

(家族代表)

お名前：_____ (続柄 _____)

連帯保証人 ご住所：_____

お名前：_____ (続柄 _____)

※連帯保証人は、利用者及び身元引受人と別の生計を営む者とする